

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅲ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>Ⅲ－１１－１ 意義</p> <p><u>先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取組みが、国際的に行われてきた。</u></p> <p><u>かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システムック・リスク）が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）を解決することを目的としている。</u></p> <p><u>まず、2011年11月、G20カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、再建計画の策定や一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。</u></p> <p><u>さらに、2015年11月、G20アンタルヤ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して「総損失吸収力」（TLAC）の確保を求める最終合意文書が了承された。</u></p> <p><u>これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための制度整備等が行われてきた。本邦では、2013年6月に、預金保険法の改正（2014年3月施行）により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」が導入された。また、当局は、2016年4月に「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」を公表している（2018年4月改訂）。</u></p> <p><u>しかしながら、「大きすぎて潰せない問題」の解決のためには、制度上の対応のみならず、金融機関による平時の対応が必要不可欠である。かかる平時の対応には、そもそも危機から破綻に至ることを防ぐための計画の策</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１１－<u>１</u> 再建・処理計画の策定等</p> <p>Ⅲ－１１－<u>１</u>－<u>１</u> 意義</p>	<p>定のほか、破綻に至った場合の破綻処理可能性（resolvability）（注１）を高めるための態勢（以下、「破綻処理準備態勢」という。）の整備等が含まれる。</p> <p><u>この点、上記「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、各国当局が金融機関の破綻処理可能性を評価し、必要な場合には当該金融機関に対して破綻処理可能性を向上させるための対応を求める権限を持つべき旨を規定している。本邦では、2013年6月の預金保険法改正で導入された規定において「内閣総理大臣（中略）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる」こととされた（第137条の4）。</u></p> <p><u>上記の趣旨を踏まえ、金融機関においては、秩序ある処理等（注2）の円滑な実施の確保に向けた対応を行うことが求められる。当局は、金融機関に求められる破綻処理準備態勢等の優先順位やその態勢整備の時間軸は当該金融機関のシステム上の重要性に応じて異なることに留意しつつ、金融機関の取組みを監督していく。また、秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために必要な場合には、国際的な議論等を踏まえつつ、以下に掲げる事項以外にも対応を求めていくものとする。</u></p> <p><u>（注1）金融機関が破綻処理可能（resolvable）であるとは、金融システムの著しい混乱を回避しつつ、金融システム上重要な業務を保護し、納税者を損失の危険にさらすことなく、当該金融機関の破綻処理を行うことが実現可能であり、その信頼性が高い状態を指す。</u></p> <p><u>（注2）Ⅲ－１１において、「秩序ある処理等」は、預金保険法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置を用いた破綻処理を含むが、これに限られない。</u></p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u> 再建・処理計画の策定等</p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u>－<u>１</u> 意義</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１１－<u>１</u>－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u> 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応</p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u>－１ 意義</p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u>－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１１－<u>２</u>－３ 監督手法・対応</p>	<p>Ⅲ－１１－<u>２</u>－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>Ⅲ－１１－<u>３</u> 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応</p> <p>Ⅲ－１１－<u>３</u>－１ 意義</p> <p>Ⅲ－１１－<u>３</u>－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１１－<u>３</u>－３ 監督手法・対応</p>
<p>上記の監督上の着眼点に基づき、銀行グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条又は法第 52 条の 31 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。</p> <p>また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条又は法第 52 条の 33 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>上記の監督上の着眼点に基づき、銀行グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条又は法第 52 条の 31 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。</p> <p>また、報告徴求の結果、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条又は法第 52 条の 33 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。</p> <p><u>Ⅲ－１１－４ 秩序ある処理等において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－４－１ 意義</u></p> <p><u>金融機関の破綻処理において、当該金融機関が行う金融システム上重要な業務の継続性を確保することは、システミック・リスクを回避しつつ破綻処理を行うための必要条件であり、国際的にもこの点を重視した議論がなされてきた。我が国でも、2013 年 6 月の預金保険法改正によって特定第二号措置が導入され、金融システム上重要な業務の廃止による我が国の金融システムの著しい混乱を防ぐ観点から、かかる業務を承継機関等に引き継ぎ、継続性を確保することを可能とする仕組みが設けら</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>れている。</p> <p><u>しかしながら、金融機関の行う業務がグループ内外から提供される各種サービスと連関している状況を踏まえると、破綻処理の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するためには、当該業務の維持に不可欠なITインフラ等のサービス及び清算機関等の金融市場インフラへのアクセスが、秩序ある処理等の過程においても維持されることが必要である。</u></p> <p><u>金融機関においては、これらの趣旨及び金融安定理事会におけるガイダンス（注）を踏まえ、秩序ある処理等の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応を行うことが求められる。</u></p> <p><u>（注）金融安定理事会「破綻処理時の業務継続の支援に向けた取極めに係るガイダンス」（2016年8月）、「金融機関の破綻処理時における金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンス」（2017年7月）等</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－４－２ 主な着眼点及び監督手法・対応</u></p> <p><u>告示に指定されたG-SIBs及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に対して、当該銀行等の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための以下の対応を求めるものとする。また、監督手法・対応については、Ⅲ－１１－３－３と同様とする。</u></p> <p><u>（１）クリティカル・ファンクションの特定</u></p> <p><u>金融安定理事会によるガイダンス（注）及びⅢ－１１－２－２（１）④イ.に基づき再建計画の策定の一部として行う子法人等についての分析を踏まえ、グループ内の法人が提供するクリティカル・ファンクション（グループ外の第三者に提供される業務であって、その停止が金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある業務を指す。）を特定すること。</u></p> <p><u>（注）金融安定理事会「クリティカル・ファンクションの特定に関するガイダンス」（2013年7月）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(2) <u>クリティカル・シェアード・サービス（CSS）の継続性の確保</u>  <u>秩序ある処理等の過程におけるクリティカル・ファンクションの継続性を、それを支えるサービスの面から確保するための対応として、以下の事項を求めるものとする。</u></p> <p>① <u>上記（1）で特定された各クリティカル・ファンクションについての深度ある分析に基づき、また、Ⅲ－11－2－2（1）④口に基づき再建計画の策定の一部として行うクリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定を踏まえ、クリティカル・シェアード・サービス（クリティカル・ファンクションを提供する金融機関又はそのグループ内の法人に対して提供されるサービスであって、その停止により当該クリティカル・ファンクションの提供が不可能となる又はそれを提供する能力に重大な支障が生じることが想定されるサービス。グループ外の法人により提供されるサービスを含む。以下、「CSS」という。）を特定すること。</u></p> <p>② <u>上記①で特定された各CSSについて、その提供者との間で締結されている当該CSSの提供に係る契約上、CSSの受領者又はそのグループ内の法人に秩序ある処理等に係る措置又はそれに伴う親会社の変更等の関連する措置が講ぜられたことをもって当該CSSの提供が停止されるおそれがある場合は、これらの措置が講ぜられた場合であっても当該CSSの提供が継続されることを確保するための契約上の対応を講ずること。</u>  <u>かかる対応としては、契約に基づく支払義務についての不履行がない限り、これらの措置が講ぜられたことをもって当該CSSの提供に係る契約上の解除事由、解約事由その他の終了事由に基づき当該契約を終了させることができない旨を当該契約又は別途の覚書等に定めることが考えられる。</u></p> <p>③ <u>CSSの提供の継続性を確保するための財務上の措置を講ずること。かかる措置としては、以下の点を財務上確保するための態勢の整備が考えられる。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>イ. <u>グループ内の法人により提供されるCSS 秩序ある処理等の過程を通じてCSSの提供者が当該CSSの提供を継続できること</u></p> <p>ロ. <u>グループ外の法人により提供されるCSS 秩序ある処理等の過程を通じてCSSの提供者への対価の支払義務を履行できること</u></p> <p>(3) <u>クリティカルFMIサービスへのアクセスの継続性の確保</u>  <u>秩序ある処理等の過程におけるクリティカル・ファンクションの継続性を、それを支える金融市場インフラへのアクセスの面から確保するための対応として、以下の事項を求めるものとする。</u></p> <p>① <u>上記（1）で特定された各クリティカル・ファンクションについての深度ある分析に基づき、クリティカルFMIサービス（清算機関、資金決済機関、証券決済機関、振替機関、カストディアン等の金融市場インフラが提供する清算、資金決済、証券決済、カストディ業務等のサービスであって、そのサービスへのアクセスの停止によりクリティカル・ファンクションの提供が不可能となる又はそれを提供する能力に重大な支障が生じることが想定されるサービス。グループ内外の直接参加者を通じて間接参加するサービスを含む。）を特定すること。</u></p> <p>② <u>上記①で特定された各クリティカルFMIサービスについて、当該クリティカルFMIサービスへのアクセスを維持するために必要な財務上その他の要件（間接参加の場合に直接参加者との関係において生じる要件を含む。）並びに当該クリティカルFMIサービスに関連して提供される信用供与（間接参加の場合に直接参加者から提供される信用供与を含む。）の有無及びその内容を把握すること。</u></p> <p>③ <u>クリティカルFMIサービスの提供者と協議の上、グループ内の当該クリティカルFMIサービスへの参加者又はその他のグループ内の法人に秩序ある処理等に係る措置又はそれに伴う親会社の変更等の関連する措置が適用された場合に当該クリティカルFMIサービスの提供者が当該参加者に対して講ずると想定される措置（アク</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>セスの継続・停止に係る措置、及び証拠金の追加拠出等の追加的要件がある場合にはその内容を含む。）を把握すること。</u></p> <p>④ <u>秩序ある処理等の過程においてクリティカルFMIサービスへのアクセスを維持するための計画（コンティンジェンシープラン）を策定すること。コンティンジェンシープランには、最低限以下の内容が含まれていることを確認するものとする。</u></p> <p>イ. <u>上記①、②及び③で把握した情報</u></p> <p>ロ. <u>上記③においてクリティカルFMIサービスの提供者が求めると想定される追加的要件がある場合には、それに対する対応策</u></p> <p>ハ. <u>クリティカルFMIサービスへのアクセスを維持するために求められる財務上の要件への対応策</u></p> <p>ニ. <u>コンティンジェンシープランにおける対応策を実行する際の意思決定プロセス</u></p> <p>ホ. <u>上記ロ. 及びハ. の対応策にも関わらずクリティカルFMIサービスへのアクセスが停止した場合に生じ得るクリティカル・ファンクションの継続性に対する影響の分析、及びその影響を軽減するために講じ得る代替措置等の対応策が想定される場合にはその内容</u></p> <p>Ⅲ－１１－５ <u>秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた流動性モニタリング・報告態勢の整備</u></p> <p>Ⅲ－１１－５－１ <u>意義</u></p> <p><u>秩序ある処理等の円滑な実施のためには、その一連の過程において必要となる流動性所要額やその所要額を充足するために利用可能な流動性資産の把握など、粒度の細かい流動性モニタリングを行うことが重要である。例えば、秩序ある処理等の過程においてクリティカル・ファンクションの継続性を確保するためには、CSSの提供者に対する支払債務の履行やクリティカルFMIサービスの提供者に対する証拠金等の拠出のために利用可能な流動性資産を把握することが重要となる。また、当局等が金融機関の実質破綻状態の認定等を行うにあたっては、金</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>融機関が流動性の枯渇状況を当局等に対して適時に報告できることが重要である。</u></p> <p><u>金融機関においては、これらの趣旨及び金融安定理事会によるガイダンス（注）を踏まえ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた流動性モニタリング・報告態勢の整備を進めていく必要がある。</u></p> <p><u>（注）金融安定理事会「グローバルなシステム上重要な銀行の秩序ある破綻処理の支援に必要な一時的資金調達に係るガイダンス」（2016年8月）、「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」（2018年6月）</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－５－２ 主な着眼点及び監督手法・対応</u></p> <p><u>告示に指定された G-SIBs 及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に対して、当該銀行等の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の際に利用可能な流動性資産を適時に把握するための流動性モニタリング・報告態勢の整備を求めるものとする。</u></p> <p><u>かかる対応の例としては、各法域での規制及び内部管理上の制約を加味した上での、法人及び法域間を自由移動可能な適格流動資産（流動性カバレッジ比率告示第1条第14号等で定義する「適格流動資産」を指す。）をグループ内の主要法人・主要拠点別及び主要通貨別に適時に把握し、当局等に報告できる態勢の整備が考えられる。</u></p> <p><u>また、監督手法・対応については、Ⅲ－１１－３－３と同様とする。</u></p>